医師名ああああああああああああ　㊞

ああああああ

医療機関ああああああああああああああ

意 見 書 （医師記入）

奥 田 保 育 園 園 長 様

児 童 名

病名

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、

 月 日

から

登所（園）可能と判断します。

 　　　 年 　　 月 日

＜かかりつけ医のみなさまへ＞

保育施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ

防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について、

意見書の記入をお願いします。

＜保護者のみなさまへ＞

下記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活が可能な状態と

判断され、登所（園）を再開する際には、この「意見書」を保育施設に提出してください。

ｷﾘﾄﾘ

# 〇 医師が記入した意見書が必要な感染症

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名  | 感染しやすい期間  | 登所（園）のめやす  |
| 麻しん（はしか）※  | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後 3 日を経過していること  |
| 風しん  | 発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい  | 発しんが消失していること  |
| 水痘（水ぼうそう）  | 発しん出現 1～2 日前から痂疲（かさぶた）形成まで  | すべての発しんが痂皮化(かさぶた化)していること  |
| 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）  | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日  | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になっていること  |
| 結核  | 明確に提示できない  | 医師により感染の恐れがないと認められていること  |
| 咽頭結膜熱（プール熱）※ | 発熱、充血等の主な症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること  |
| 流行性角結膜炎  | 充血、目やに等の症状が出現した数日間  | 結膜炎の症状が消失していること  |
| 百日咳  | 抗菌薬を使用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで  | 特有の咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療を終了していること  |
| 腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等） | 明確に提示できない  | 医師により感染のおそれがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児は出席停止の必要はなく、 5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登所（園）可能である。）  |
| 急性出血性結膜炎  | 明確に提示できない  | 医師により感染の恐れがないと認められていること  |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症  | 明確に提示できない  | 医師により感染の恐れがないと認められていること  |

※ 必ずしも治癒の確認の必要はありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。